

青森を変える。新ビジネスで変える。

青森県 スタートアップ 補助金

令和8年度事業公募

スタートアップとは革新的な技術やビジネスモデルで創業し、
短期間で急成長を目指す企業

公募期間 令和8年 6/1日 → 令和8年 7/17日 金

補助率 2/3

補助事業の
詳細はこちらから▶



革新的なビジネス、応援します！

創業枠

補助
対象者

- 令和8年4月1日以降、事業期間完了日までに法人の設立を行い、その代表者となる者
- 法人の登記を青森県で行う者
- 創業する者又は法人の役員等が、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力との関係を有する者ではないこと

限度額

300 万円

事業拡大枠

補助
対象者

- 令和8年4月1日時点で創業日から起算して10年に満たない法人
- 県内に本社又は主たる事業所を有する法人
- 事業拡大に取り組む者の役員等が、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力との関係を有する者ではないこと

限度額

500 万円

お問合せ先・応募窓口



公益財団法人 21あもり産業総合支援センター [総合支援課]

〒030-0801 青森市新町二丁目4番1号 青森県共同ビル7階

TEL.017-777-4066 E-mail:soudan@21aomori.or.jp

青森県 スタートアップ補助金

持続的な経済成長と社会課題解決の両立を目指す
革新的なビジネスモデルでの創業又は
創業後10年以内の事業拡大(以下「創業等」という。)に取り組む方に対し、
その創業等に要する経費の一部を補助します。

補助 対象者

創業等後、原則として、概ね10年以内に、次の表に掲げる要件を満たす事業を行う
具体的な計画を有する者であることが必要です。

項目	内容
成長性	所属する業界の市場規模を踏まえた上で、短期的に高い成長目標を有していること
実現性	成長性を実現する計画(資金・人材等含む)を有し、取り組んでいること
広域性	青森県域外(海外含む)展開が見込める事業であり、具体的な計画があること
理念・ミッション	社会課題・地域課題の解決に貢献する新しい価値の創造に取り組むこと
新規性・独創性	事業に新規性や独創性が認められること
市場優位性	事業に比較優位性が認められること

対 象 経 費

人件費(※)、店舗等借料、設備費、原材料費、借料、知的財産権等関連経費、謝金、旅費、
マーケティング調査費、広報費、外注費、委託費、光熱水費、通信運搬費、人材育成費 等
(※)代表者や役員等の人件費は対象とせず、補助事業に直接従事する従業員に対して支払う賃金に限る

創業等に関する要件

次に定める事項の全てに該当すること。

- ①本県の持続的な経済成長と社会課題解決の両立を目指す革新的なビジネスモデルでの創業等であること。
また、以下に定める(ア)から(エ)のいずれかの要件を満たすビジネスモデルであること。
(ア)交付要領で定める金融機関及び県が認定するベンチャーキャピタルから出資を受けている場合。
(イ)国、県、市町村等が実施、後援するピッチイベント等に参加し、表彰などの実績を有すること。
(ウ)県内大学等の研究成果を活用したものであること。
(エ)県、市町村、県内支援機関等が実施する事業化支援を受けたものであること。
- ②青森県内で創業等を行うこと。
- ③令和8年4月1日以降、補助事業の事業期間完了日までに創業等を行うこと。
- ④公序良俗に反する創業等でないこと。
- ⑤公的な資金の使途として社会通念上、不適切であると判断される事業(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第121号)第2条において規定する風俗営業等)でないこと。